

柿生文化

柿生郷土史料館 情報・研究誌
住所：川崎市麻生区上麻生6-40-1
柿生中学校内
電話：070-1503-6401/044-988-0004
<https://kakio-kyoudo.jpn.org/>
第213号

シリーズ
杉山神社 7

新たな視点で杉山神社を考える

岡田 誠治（郷土史研究家）

〔2〕新たな視点とは何か

(2)伝承、神社由緒からみる杉山神社

杉山神社の創建年代や信仰形態等を想像させ得る事項、興味ある事項の幾つかを下記に取り上げてみました。「古代の杉山神社」とは違った視点が見つかるかもしれません。

- ①細山杉山神社—『風土記稿』に「堀河院ノ御宇永長元年（1096年）ノ勧請…本地不動」と記される。
 - ②上谷本（現みたけ台）杉山神社—源頼朝の創建説。『風土記稿』に「神體不動…村内東光寺ノ持」と記される。
 - ③五段田（現西生田）杉山神社—神社由緒書：「・・稻毛重成の信仰厚く・・」。
 - ④茅ヶ崎杉山神社—「祝部家系図」に19代祝部女は稻毛三郎重成後妻（稻毛重成は1205年没）とある。
 - ⑤蒔田杉山神社—神社由緒に承元3年（1209年）源頼朝の三男貞暁が創建。伊豆國土肥の杉山から勧請したとある。祭神市杵島姫命（弁財天として祀られることが多い）。
 - ⑥茅ヶ崎杉山神社—「祝部家系図」に延文2年（1357年）「足利家之沙汰旧来天免神領悉被為沒収」とある。（④⑥）の茅ヶ崎杉山神社祝部家系図の記述内容は『杉山神社考』による。
 - ⑦岸根杉山神社—神社創建伝承に大永5年（1525年）伊豆國住人岩田五郎エ門が創建（神社碑文）とある。
 - ⑧川島杉山神社—神社創建伝承に天文年間（1532–1555年）に北条氏康により創建とある。
 - ⑨金森杉山神社—神社棟札：天和5年（1683年）に徳川家旗本高木伊勢守により再建される。
 - ⑩成瀬杉山神社—『風土記稿』に「図師ノ修驗大藏院持 末社稻荷社」と記される。
 - ⑪六角橋杉山大神—創建年代は不詳、日本武尊が使用した六角形の箸が名前の起源、祭神は大物主神。以下に各項目の若干の補足を加えます。
- ①は『風土記稿』の大部分の杉山神社の創建年代は不明という記述のなかで、創建年を明確に記している特筆すべき社です。これほど明確に記述するには、何か資料が存在したのでしょうか。不動明王への信仰はいつの頃からでしょうか。この社は鶴見川水系ではありません。
- ②『杉山神社考』では源頼朝の創建とありますが、他には伝承として頼朝の崇敬を受けとか、天文年間（1532–1555年）の創建ともいわれます。村内東光寺は現医薬神社。
- ③は神社由緒書に一方で忌部由来を書き、一方で源義家の創建と書きます。稻毛重成の信仰という点にも興味がわきます。源義家の創建ならば①より古い創建となります。
- ④茅ヶ崎杉山神社祝部家系図が偽書ではないという前提に立てば、大変興味深い記事です。源頼朝の有力御家人稻毛重成と社家女との婚姻の話です。杉山神社分布地域は秩父平氏が色濃く分布している地域で、秩父平氏の当時の棟梁畠山重忠の従兄弟稻毛重成は、地域の大武士団小山田氏系の最大勢力者です。
- ⑥は足利尊氏の戦勝祈願要請を断り、尊氏を激怒させたことによる報復対応です（もともと有していた神領をことごとく没収される）。尊氏の死の前年の出来事で、関東平定の為に足利直冬勢力と対峙していた重要な時期の出来事です。そんな重要な祈祷を任せようとした茅ヶ崎杉山神社は、当時もなお有力神社であったことが推測されます。同時にこの事件以降、当社の没落をも推測できます。他の忌部系杉山神社への影響も考えられます。忌部系祭神が消える潮目の出来事だったかもしれません。
- ⑤は頼朝の三男貞暁が創建。『杉山神社考』では都築の丘の杉山神社とは全く無縁と判断されています。
- ⑦伊豆國住人岩田五郎エ門は元北条氏家臣でありました（注8）。祭神は五十猛命、大山祇神。
- ⑧北条氏康は戦勝祈願の為に日本武尊を、領民の疲弊救済を願って植林の神五十猛命を祀りました。
- ⑨武藏国と相模国の国境、境川流域金森の地に2社存在します。金森とはどういう地だったのか、徳川家旗本高木家の祀りの目的は何だったのでしょう、2社共に祭神は日本武尊。
- ⑩杉山神社群には修驗と関わるという見解が多いのですが、中でも成瀬杉山神社は「修驗持」がありました。
- ⑪日本武尊との濃厚な関わりを伝えるにもかかわらず主祭神は大物主神です。
- 以上に掲げた事例は武士団が台頭した平安時代末期から鎌倉時代、室町・戦国時代、江戸時代前期に至る流れの中で伝えられる事例です。この時代の主役は武士層です。各々の杉山神社は地元の武士達に支持された神社と考えて良いかと考えます。
(続く)

（注8）岸根町うえぶ 奉賛会 令和6年5月

【お詫びと訂正】第211号で「小股昭」氏を「小俣昭」氏と誤記しました。お詫びして訂正いたします。

シリーズ
禅寺丸柿の歴史 23

近代における川崎市域及び横浜市北部地域での果樹栽培(23)

相澤 雅雄(都筑・橘樹研究会会員)

いよいよ枇杷島市場への出荷

禅寺丸柿を枇杷島市場へと販路を広げられたのは、村瀬儀兵衛の働きかけによってであった。その村瀬儀兵衛商店の営業方針とは、生産者から預かった果物を委託販売し、売上金高1円に対して7銭という一定の手数料をとるものであった。枇杷島市場青物問屋組合は、同市場の特色として手数料は低廉とする方針を掲げていた。具体的には、売上金額の100分の7とすることを決めていた。同組合は、同市場の近県の青物市場の手数料、100分の10あるいは100分の15と比べれば、いかに低廉であるかがわかると説明している。全国的にも類例を見ない手数料である。この事によって農産物の発達を助成することにつながるとともに、県外からの農産物が同市場に入ってくる要因にもなると踏んでいた。

村瀬儀兵衛商店側が生産者に求めた禅寺丸柿の品質の出荷条件は、次の通りである。①形状は、下部が渋いものよりも、小であっても全体が甘い柿が良い。②色は鮮紅であるものが良い。③核子は沢山あっても良い。④果肉は緻密で全部に褐班があるものとする。⑤甘味と水分が多いものがよい。ただ水分が多いものは、輸送に堪えられず良くない。水分は少なくとも比較的貯蔵及び輸送に堪えるものが良い。

次に都筑郡農会と問屋村瀬儀兵衛商店との契約内容を要約してみると次の通りである(『農事質問応答録』神奈川県農会 大正6年)。①数量は、1日1車(1車7トン)ずつ出荷すること。10月及び11月にわたり毎日出荷すること。②貼票は、共同品には各箱の小口に一定の貼票を付すること。貼票には大中小の区別、個数、荷主を記入すること。③売り方は、現品は石油箱詰のまま封を切らずに貼票面の大きさと個数で取引すること。この外のことは市場の慣習に依ること。④勘定は、問屋の店頭に到達するまでの一切の費用は、全て出荷主の負担とすること。荷主は、売り上げ代金の100分の4に相当する手数料を問屋に支払うこと。禅寺丸柿の取引では、手数料は村瀬儀兵衛商店側が定めている売上金高1円に対して7銭でなく100分の4であった。他市場のように問屋が仲買に販売する慣習はとらなかった。売上高はその日のうちに郡農会へ電報すること。送金と同時に荷主別に明細表を作り、その村の総代へ送付すること。⑤取引に関する村は、柿の生産が最も多い次の6か村とすること。柿生村・中里村・田奈村・岡上村・中川村・新治村。⑥出荷する関係村は、順次1日1車ずつ出荷すること。出荷の順番は、(1)柿生村、(2)岡上村、(3)田奈村、(4)中里村、(5)新治村、(6)中川村とすること。出荷は次の停車場にすること。変更する時は、前もって次の村と打ち合わせて決める。出荷する停車場は次の通りとする。中川村は東神奈川駅。柿生村及び岡上村は小机駅。中里村及び新治村は中山駅。田奈村は長津田駅。⑦関係村ごとに1名の総代を置くこと。総代は郡農会より貼票を受け取り出荷の箱数に応じて1箱1枚、1枚2銭の割にて荷主に渡すこと。貼票の代金2銭の内1銭は実費として郡農会に支払い、残りの1銭は総代の手当として收受すること。総代は石油空箱を用意しておき、実費にて荷主に頒布すること。総代は通運取引店と打合せて、貨車の用意、発車時刻を確認すること。総代は停車場にて現品の受け渡しを行い、荷主別に大中小の区別と箱数を明記した内訳表を一通作り、一通を問屋へ送ること。問屋より振替貯金にて売上代金を受け取ったときは、売上明細表に照らし経費を差し引き、残金を荷主に払い渡すこと。郡農会は次の人たちを総代として嘱託した。柿生村及び岡上村は森成三、田奈村は土志田彦夫、中里村は金子錠吉、新治村は土志田養蔵、中川村は岩崎良造。総代は委員に業務を依頼して事務を分担すること。



九共 機車停車中村治新都筑

大正時代初期の中山停車場 筆者蔵

(続く)

第4部 日本の学校と教育 補遺(3)

小林 基男(柿生郷土史料館専門委員)

改正教育令と小学校教則要項

前号の最後に学制の公布から教育令が発令された明治12(1879)年までの7年間に、初等教育の普及がどのように進んだかを量の面から捕捉できる二つの表を載せました。ただスペースの関係で表の説明を書きこめず、大変失礼いたしました。そこで改めて同じ表を再掲し、説明させていただきます。

表1から、学校数は学制実施の初年度明治6(1873)年に早くも12,000校を越え、翌年には2万校を越えていたことが読み取れます。一方教員数を見ると、12,558校に対し25,531人とおよそ1校に2人体制でスタートしています。しかし翌年になると、およそ2万校の学校に教員は36,800人強と、3千校以上の学校に先生は1人しか配置されなかったことが見て取れます。4年目の明治9(1876)年に、ようやく1校に2人の先生が確保され、その後は次第に教員数が増えてゆきますが、明治12(1879)年でも1校平均2.5人にとどまり、3人の教員を確保できたのは、なお半数の学校にとどまっていたのです。教員1人が担当する児童数を計算すると、明治7(1874)年に46.5人だったものが明治12年には35.4人まで少なくなっています。もし児童の就学率が100%近くに達しているなら喜ばしいことなのですが、表2に就学率がなお41.2%と4割強の水準にとどまっていたことが明記されていますから、ここに大きな課題があったことが読みとれます。小学校の誕生から7年が経過し、28,000校の小学校が誕生して就学児童も当初から2倍になりましたが、なお適齢児童の4割強の就学にとどまり、とりわけ女子児童の就学率は低いままだったのです。しかも就学生として登録されていても、欠席がちな児童や中途退学してしまう児童が少なくなかったことも分かっています。授業の魅力を高めて就学者の増加と長期欠席者や中途退学者の減少を図ることも、大きな課題となっていました。

前号で記した学制に代わる教育令(明治12年)によって、啓蒙主義的教育から日本社会の実情に根ざした教育への転換に舵を切ったのも、授業の魅力を高めるための試みの一つだったのです。授業内容ばかりでなく、授業日数や修業年限についても、今まで曖昧にされていた部分が明確化されたのもこの時でした。教育令は発令翌年に大きく改訂され、中央政府の統制色を強めると、翌年小学校教則要項を制定して、小学校の課程を初等科3ヶ年、中等科3ヶ年、高等科2ヶ年の8年制とし、初等科3年間の就学を全児童に義務付けたのです。1ヶ年の授業日数は、当初16週(4ヶ月)とされたのですが、すぐに32週(8ヶ月)に改められ、前期後期夫々16週ずつとされました。前号で記したように学ぶべき科目は、修身・読書・習字・算術・体操の5科、週単位の時間数は、3ヶ年を通じて修身が6、読書が読み方6と作文5に分かれて計11(1年前期のみ作文も6)で、習字が5、算術が6、体操は各授業の間に5分ずつ組み込んでゆくため(前々号の表参照)特に時間数の割当ではなく、週当たり28時間から29時間とした。

副読本で学ぶ修身については、やさしい格言や事実によって徳性を涵養することが求められ、読み書き計算に関する科目では、以下のように記されます。

読書のうち読方 1、イロハ、五十音、濁音、次清音〔著者注:半濁音〕、仮名の单語、短句等、 2、小学読本、読本中繫要ノ字句ヲ書取ラシム、 3~6、前期ノ続

読書のうち作文 1、近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ仮名ニテ单語、短句ヲ綴ラシム、 2、前期ノ続(近易ノ漢字ヲ交フ)、 3、近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ仮名交リノ文ヲ作ラシム、 4、前期ノ続及口上書類ヲ作ラシム、 5、前期ノ続及日用書類ヲ作ラシム、 6、前期ノ続

習字 1、片仮名、平仮名、 2、行書、数字、十干、十二支、苗字ノ類、 3、行書、前期ノ続及著名ノ地名、日用庶物ノ名称ノ類、 4、行書、草書、前期ノ続及口上書類等、 5、行書、草書、日用書類等、 6、前期ノ続

算術 1、実物ノ計方、実物ノ加減、数字 (1年後期から筆算と珠算の両方を学ぶ)

筆算 2、実物ノ加減乗除、算用数字、 3、名数、命位、加法、 4、減法、乗法、 5、乗法、除法、 6、四則雑題及度、量、衡、貨幣

珠算 2、実物ノ加減乗除、珠算用法、 3、加法、減法、 4、前期ノ続及乗法、 5、乗法、除法、 6、四則雑題及度、量、衡、貨幣

授業1時間は55分で構成され、次の科目までの5分間が体操の時間とされ、2年次までは遊戯として身体を動かし、3年次で徒手体操を教えました。算用数字の学習を除けば、寺子屋時代にそっくりの教育内容となったことがくっきりと浮かびます。(出典 文部省編『学制百年史 資料編』)

(続く)

表1 初等学校の普及と就学状況

表2 児童の男女別就学率

年次 (明治)	学校数 (校)	教員数 (人)	就学児童数 (人)	男児 (%)	女児 (%)	男女平均 (%)
6	12,558	25,531	1,145,802	39.9	15.1	28.1
7	20,017	36,866	1,714,768	46.2	17.2	32.3
8	24,303	44,664	1,928,152	50.8	18.7	35.4
9	24,947	52,262	2,067,801	54.2	21.0	38.3
10	25,459	59,825	2,162,962	56.0	22.5	39.9
11	26,584	65,612	2,273,224	57.6	23.5	41.3
12	28,025	71,046	2,315,070	58.2	22.6	41.2

出典:文部省編『学制百年史』(昭和56年版)

『文久二・三年王禅寺村御用留記帳』を読む —7—

飛田 三枝子(柿生郷土史料館専門委員)

7頁の右半分は正月24日の王禅寺村の初寄合の記事というかメモである。御用留は村外からの達し書、書状、廻状等を書き写すものだから、村の寄合についての記載は珍しい。

寄合では傳右衛門(58才)が百姓代を退役し、跡役に3人が決まった。江戸時代の年貢は村請制といい、村単位で領主に納めるから、王禅寺村の年貢の合計は村人一人一人へ個人が所有する田畠等に応じて割りあてられる。百姓代は名主・年寄(名主の補佐役)が行う年貢割付けに参加した。また村全体で支払う村入用金の使途や集金方法などについて百姓側と名主の間で対立もおきたが、その際にも百姓の代表として解決にあたった。百姓代は世襲ではなく寄合で適任者を決めたと思われる。

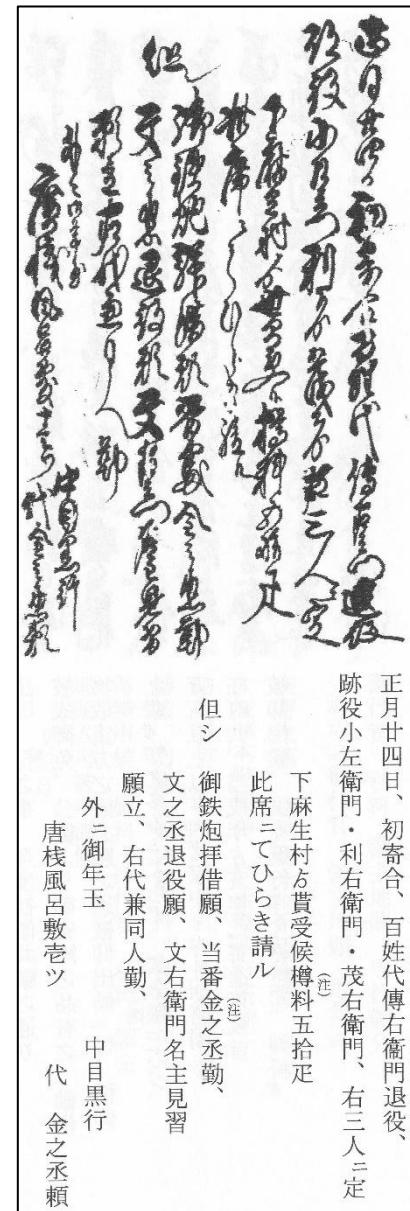
その後に「下麻生村より貰い受け候樽料五十疋、この席にてひらき給る」とあります。右の『御用留記帳』部分の下段では「ひらき請ル」と書いていますが、「給ル」の誤りなので訂正をお願いします。言偏では無く、糸偏です。「給ぶ」には「呑む」という意味があります。樽料50疋とあるので金銭でもらって、その金で酒を買い寄合の席で呑んだ、「ひらき」は樽酒を鏡開き、という意味でしょう。50疋は金2朱。

また、名主文之丞(63才)の退役と名主見習いに文右衛門がなることの願い出は、当番の村なので鉄炮押借願いと合わせて金之丞が勤めるとある。

金之丞の行き先は増上寺地方役所(増上寺領内の村々を監督・管理している。資料参照)と思われるので、「中目黒行」の意味は中目黒村に寄っていくということでしょうか。

正月の記事には御年玉が出てくるので、文久3年「永代日記」と「文久四年日記」をみると、4日に文右衛門は供の正蔵をつれて一晩泊りで増上寺へ「御年始廻礼」に行った。地方役所の5人の地方役人に200文ずつ、また地方役所へ名主達が行った時に集まる「腰掛」横の「湯呑所」(134、158頁参照)へ100文の御年玉。更に村が年貢を直接納めている増上寺の「掃除方西之久保組」(掃除や樹木剪定・建物の修繕等を行う)の頭2人と小頭4人それぞれへ青物料として100文と田作1升、ごぼう代料として64文から80文、さらに宿屋の巴屋市右衛門にも200文のお年玉を出している。

(『文久二年・三年王禅寺村御用留記帳』は当史料館で販売中。千円)



『御用留記帳』 部分

柿生郷土史料館友の会
103回カルチャーセミナー

天正18年4月付 麻生郷9ヶ所宛 秀吉禁制をめぐって

- ◆講 師 久保田昌希氏(駒澤大学名誉教授)
(地方史研究協議会会長)
- ◆日 時 3月29日(日)
13時30分~15時30分
- ◆会 場 柿生郷土史料館(柿生中学校内)
特別展示室
- ◆参加費 無料 どなたでも参加できます

講師の久保田先生は、戦国史研究の第一人者として知られており、川崎市の委嘱で文化財審議委員も務められています。とりわけ、秀吉が全国制覇の過程で、各地で発給した禁制(=朱印状)については、何本も論文を発表されています。

そんな先生に、史料館で常設展示しております小島家所蔵の麻生郷9ヶ所に宛てた禁制を中心に、秀吉の禁制の持つ意味と特徴などを縦横に語っていただきます。

柿生郷土史料館 開館日のご案内 【参加自由、入場無料】

◎開館日 : 2月7・21・28日(土曜日)

3月8・15・22・29日(日曜日)

◎開館時間: 午前10時~午後3時